

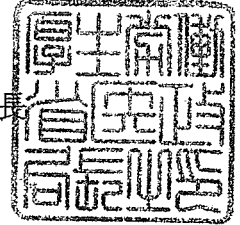


医政発第1211007号

平成19年12月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

標記については、「医師臨床研修費補助事業の実施について」（平成16年10月7日付け医政発第1007014号医政局長通知）の別添により通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成19年度から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が相当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされているものを対象とする。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

なお、新制度の円滑な導入・定着を図るため、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保して、宿日直研修を実施し、かつ、次の条件を満たす場合は、導入円滑化特別加算として宿日直研修事業に係る補助基準額の加算をする。

4 宿日直研修事業

(1) 条件

- ① 宿日直研修は、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施することとし、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されていること。
- ② 1年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）と組んで、2年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）のオンコール体制の下に行われる宿日直研修であること。

(2) 加算対象

臨床研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院であって、別に定める加算条件を満たしている病院。

なお、新たに臨床研修病院に指定され、前年度からの処遇改善の実績がない場合でも、別に定める加算条件を満たしている場合は加算対象とする。

5. 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・管理型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

- (1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

- (2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。
- (3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

医師臨床研修補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされているものを対象とする。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

医師臨床研修補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

なお、新制度の円滑な導入・定着を図るため、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保して、宿日直研修を実施し、かつ、次の条件を満たす場合は、導入円滑化特別加算として宿日直研修事業に係る補助基準額の加算をする。

4 宿日直研修事業

(1) 条件

① 宿日直研修は、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施することとし、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されていること。

② 削除

② 1年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）と組んで、2年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）のオンコール体制の下に行われる宿日直研修であること。

(2) 加算対象

臨床研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院であって、別に定める加算条件を満たしている病院。

なお、新たに臨床研修病院に指定され、前年度からの処遇改善の実績がない場合でも、別に定める加算条件を満たしている場合は加算対象とする。

5. 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

なお、新制度の円滑な導入・定着を図るため、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保して、宿日直研修を実施し、かつ、次の条件を満たす場合は、導入円滑化特別加算として宿日直研修事業に係る補助基準額の加算をする。

4 宿日直研修事業

(1) 条件

① 宿日直研修は、臨床研修の一環として、研修プログラム単位で実施することとし、当該プログラムが研修管理委員会により適正に管理運営されていること。

② 病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中にアルバイト診療を行わない旨を明らかにされていること。

③ 1年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）と組んで、2年次生においては指導医又は上級医（臨床研修医を除く）のオンコール体制の下に行われる宿日直研修であること。

(2) 加算対象

臨床研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院であって、別に定める加算条件を満たしている病院。

なお、新たに臨床研修病院に指定され、前年度からの処遇改善の実績がない場合でも、別に定める加算条件を満たしている場合は加算対象とする。

5. 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・

管理型臨床研修病院)が手続きを行うこととする。

(1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設)の研修に係る経費を取りまとめ申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

(2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等(人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。

(3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

管理型臨床研修病院)が手続きを行うこととする。

(1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設(協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設)の研修に係る経費を取りまとめ申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

(2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等(人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。

(3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。